処 分 基 準

平成22年1月12日作成

					1/2/2 2 1 1/3 1 2 111/2/2
法		令		名:銃砲刀剣類所持等取締法	
根	拠	:	条	項:第11条の3第2項	
処	分	の	概	要:年少射撃資格の認定の取消し	
原	霍者	(委	任先	七):静岡県公安委員会	
法	令	の	定	め:	
3	統包	刀剣	燍	所持等取締法第9条の13(年少射撃資格の認定) 同負	第11条の3第2項
処	分	•	基	準:	
í	丰少县	討撃	資格	各者による当該違反に伴う実害の発生、同種事案の再発	のおそれ、社会的に非難される
べる	決き	等か	惚め	かられる場合に、認定を取り消すものとする。	
問	l 1 E	計	っせ	先:申請者の住所地を管轄する警察署生活安全課(係	(1)
/+-				+	
備				考:	